

潜水器（たいらぎ潜水器）漁業の許可について

令和3年11月17日

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定及び香川県漁業調整規則（令和2年香川県規則第61号）第11条第1項の規定に基づき、同規則第4条第1項第14号で定める潜水器漁業につき、その許可又は起業を認可すべき船舶の数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 潜水器漁業

（1）許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
たいらぎ潜水器 漁業	下記のとおり	12月1日から 4月20日まで	1	与島、丸亀市、本島、多度津町高見に漁業の根拠地を有する者

操業区域：(1) 塩飽諸島、(2) 坂出市（但し、王越を除く）、(3) 宇多津町、(4) 多度津町、(5) 詫間町（但し、詫間・栗島・志々島・大浜船越）の各地先海面

（2）許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年11月17日～同年11月23日

（3）備考

ア この公示に係る許可の有効期間は、令和3年12月1日から令和4年4月20日までとする。

イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

（ア） 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。

（イ） たいらぎ以外の水産動植物を採捕してはならない。

（ウ） たこ（いいだこを含む）つばなわ漁業の操業を妨害してはならない。

（エ） 操業時間は午前7時から午後4時までとする。

（オ） 地元組合の指示事項は厳守すること。

（カ） 養殖施設及び柵網の敷設場所から50m以内に近づいて操業してはならない。

（キ） 前各項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。

（ク） 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。